

前回(第12回)会合からの継続論点 (資料1以外)

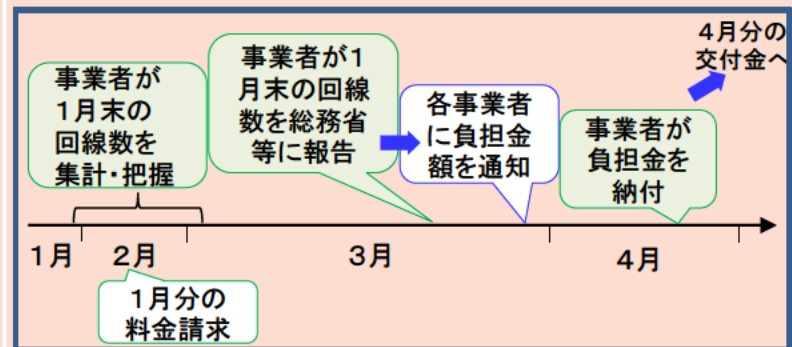
令和6年10月1日
総務省
総合通信基盤局

前回会合からの継続論点①(回線数報告の頻度)

A案	B案	事務局(案)
<p>✓ 毎月、回線数を報告</p> <p><メリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な回線数の把握 ・ 不利益な回線数変動甘受の回避 ・ 電話のユニバ制度と異なる点がなく紛れがない <p><デメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者等に生ずる負担の問題 	<p>✓ 四半期に一度回線数を報告 (3か月分のデータをまとめて1回で報告するか、3か月間同じデータを使うかなど様々な案があり得る)</p> <p><メリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者等の負担の相対的軽減 <p><デメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者による不利益な回線数変動甘受 ・ 今般の交付金制度がBBを現に役務提供することによる収支上の赤字と見込まれる額を一部補填する制度であるところ、できるだけ直近データを使用することが望ましい (例)ある年の1~3月の各月の回線数を5月に報告徴求した場合、1月分の回線数データを基に同年6月に負担金徴収することになり、5か月遅れ(毎月報告の2か月遅れ)となるとともに、TCAへの納付が最大4か月後となるか <p>〔事業者が転嫁分をエンドユーザから徴収した後の管理期間の長期化〕</p>	<p>✓ 毎月、回線数を報告</p> <p><メリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な回線数の把握 ・ 不利益な回線数変動甘受の回避 ・ 電話のユニバ制度と異なる点がなく紛れがない <p><デメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者等に生ずる負担の問題 <p>✓ なお、報告に係る今後のスケジュール感(想定)</p> <p>① 制度としての報告徴求は、2026年1月末データを同年3月20日(金)までに提出してもらうことから開始し、その後、毎月提出(ある月の月末の回線数を2か月後の20日までに提出) ※20日が土日祝日の場合はその直後の営業日まで提出</p> <p>② 2025年6月末のデータを同年8月20日(水)までに各事業者へ一度提出してもらい、回線単価を見積もるとともに、報告集計の問題点があれば見極める機会とし、上述①の開始に備える</p>

折衷案

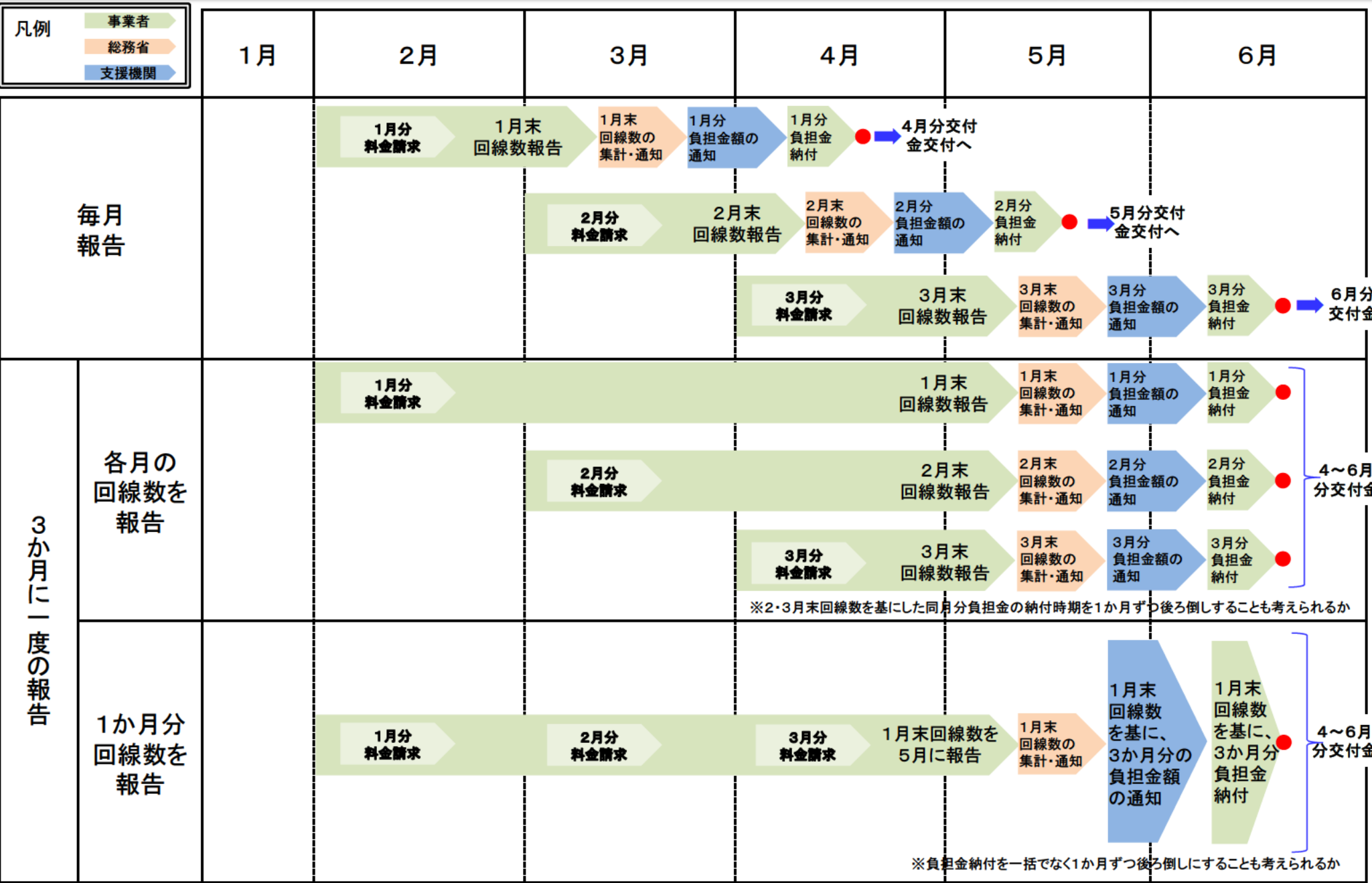
<p>✓ 事業者の規模等により報告の頻度を変え、それに基づき回線数を報告</p> <p><メリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者等の負担の相対的軽減につながる可能性 <p><デメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模等によりどのように報告頻度を定めるのか、検討が困難 (規模が小さな事業者の報告頻度を下げるべきか、規模が大きき(報告すべき役務の種別が多い)事業者の報告頻度こそ下げるべきか等) ・ 全体として、時点の一致しないデータにより負担金事務を処理することになる



前回会合からの継続論点①(回線数報告の頻度【イメージ】)

凡例

- 事業者 (Green Arrow)
- 総務省 (Orange Arrow)
- 支援機関 (Blue Arrow)



前回会合からの継続論点②(無料の公衆無線LANアクセスサービス)

- 前提として、電気通信事業者が提供する無料の公衆無線LANアクセスサービスは、純粹に無料の場合と、対価を得ていなくても広告収入を得るなど実質的に電気通信役務の提供により利益を得ようとする場合に分かれ、前者はそもそも登録又は届出の必要がない電気通信事業であるため、ここでは後者を議論の対象としている
- なお、有料の公衆無線LANアクセスサービスは第二種負担金の算定に係る役務であることは見解一致

A案

- ✓ 携帯電話アクセスサービス等の「高速度データ伝送電気通信役務」の本契約をしていて、その本契約の補完として(当該本契約の利用を条件として)提供される無料の公衆無線LANアクセスサービスは、当該本契約と併せて一回線としてカウントする
- ✓ これ以外の契約による無料の公衆無線LANアクセスサービスは、回線数としては単独で1カウントとする
(※電気通信事業ではない他の事業の収益性に依存して無料を可能としている電気通信事業者側の都合であると考えられる)

<メリット>

- ・ (事業者が主張する)二重負担回避
- ・ フリーライドの回線利用の阻止

<デメリット>

- ・ 上述の(携帯電話アクセスサービス等の「高速度データ伝送電気通信役務」の提供契約の中で、当該役務の補完として無料の公衆無線LANアクセスサービスを提供する)ような契約を現に行っていない事業者にとっては、契約約款の変更、利用者との再契約といった作業が必要
(→負担金の徴収により役務の提供自体の継続が困難となるおそれ?)

B案

- ✓ 無料の公衆無線LANアクセスサービスは、全て対象外とする

<メリット>

- ・ 切り分けが明快
- ・ (事業者が主張する)二重負担回避

<デメリット>

- ・ 事業者の任意で料金を無料にすることと、負担金の対象外となることとの関係が不明瞭で、他の負担金対象役務との相違について質的な説明が困難
- ・ 無料の公衆無線LANアクセスサービスから負担金を徴収しないことで、その分、他の負担金対象役務に上乗せすることになる(フリーライドの発生による公平感の喪失)

C案

- ✓ A案に加えて、当該事業者が提供する携帯電話アクセスサービス等の「高速度データ伝送電気通信役務」を契約している者が、当該事業者が提供する無料の公衆無線LANアクセスサービスを別途の契約を結んで利用している場合は、一回線としてカウントしない

<メリット>

- ・ (事業者が主張する)二重負担回避
- ・ フリーライドの回線利用の阻止
- ・ A案と異なり(又はA案よりは)、契約約款の変更、利用者との再契約といった作業が必要ない

<デメリット>

- ・ 高速度データ伝送電気通信役務を複数回線契約しているユーザにおいて、「回線数」単位でのカウントではなく、「人」単位でのカウント要素が生じている(無料の公衆無線LANアクセスサービスの特例か?)